

2022年5月23日

各位

株式会社 岩手銀行

相続センターの開設について

岩手銀行（頭取 田口幸雄）は、岩手県内では初めて、お客さまがご来店することなく相続手続きが完結する取扱いを開始し、相続手続きを専門に取扱う部署として事務集中センター内に「相続センター」を開設することといたしましたので、お知らせいたします。

相続センターには専門知識を有する行員を配置し、電話によるご案内と郵送によるお手続きにより、相続手続きを簡略化いたします。

当行は、今後ともサービスの向上に一層努めてまいりますので、変わらぬご愛顧を宜しくお願い申し上げます。

記

1. 相続センター開設の目的

相続手続きは煩雑であるとともに、営業店窓口への来店が複数回必要ですが、相続センター開設により、専門担当者の正確かつ明確なご案内のもと、お客さまが営業店窓口にご来店することなく相続手続きが完了することで、お客さまの利便性の向上につながります。

2. 相続センターによる相続手続き

(1) 相続手続きの申込方法

以下のいずれかの方法により、相続手続きのお申込みをしていただけます。

① 電話

相続センター専用フリーダイヤルにより、お申込みいただけます。電話受付の時間帯は、平日（銀行休日は除く）9：00～17：00となります。

② Web

当行ホームページを入り口としたWebページにより、お申込みいただけます。Web受付は、365日、24時間可能です。

③ 郵送

ホームページから「相続についてのお伺い」を出力していただき、ご記入のうえご郵送により、お申込みいただけます。

(2) 申込後の相続手続

相続手続のお申込みをしたあとのお手続きは、相続センターから郵送もしくは電話によりご案内いたします。(郵送料は送付者負担となります)

(3) 注意事項

お亡くなりになられた方のお取引内容（融資取引、投資信託、公共債、当座勘定、勤労者財産形成預金、貸金庫、保護預り、金融商品仲介、名義変更手続きなど）によっては営業店でのお手続きが必要となります。

3. 取扱開始日

2022年6月1日（水）

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】
岩手銀行 事務統括部 （岩館・伊保内）
電話：019-623-1111（代表）